

令和8年8月20日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈 様

横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会

委員長 柴田 直子

横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記結果について、平成24年3月22日金地振第1582号「横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会運営要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市晴嵐かなざわ  
指定管理者選定委員会

選定結果報告書

令和8年8月

## 1 経緯

老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの第5期指定管理者の選定にあたり、横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

|     |       |                     |
|-----|-------|---------------------|
| 委員長 | 柴田 直子 | (神奈川大学法学部自治行政学科 教授) |
| 委員  | 宅井 康友 | (税理士)               |
|     | 寺木 好子 | (金沢区民生委員児童委員協議会 会長) |
|     | 森 圭子  | (金沢区保健活動推進委員会 副会長)  |
|     | 高林 泰雄 | (金沢中部地区連合町内会 会長)    |

## 3 指定候補者 選定の経過

| 経過項目                                                                                             | 日程                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ◆第1回選定委員会（傍聴人なし）<br>1 委員長の選出について<br>2 委員会の公開について<br>3 公募要項について<br>4 選定スケジュールについて<br>5 評価基準項目について | 令和8年4月27日（月）              |
| 公募書類の配布（ホームページにて公表）                                                                              | 令和8年4月28日（火）<br>～6月12日（金） |
| 現地見学会及び応募説明会<br>※申込は、5月8日（金）午後5時まで<br>（申込1団体、1名）                                                 | 令和8年5月12日（火）              |
| 公募に関する質問受付（質問なし）                                                                                 | 令和8年5月20日（水）<br>～5月26日（火） |
| 公募に関する質問回答                                                                                       | 質問なし                      |
| 応募書類の提出（1団体）                                                                                     | 令和3年6月11日（木）<br>～12日（金）   |
| ◆第2回選定委員会<br>1 公開プレゼンテーション（傍聴人1名）<br>2 審査                                                        | 令和8年8月19日（水）              |

◆は選定委員会

## 4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわ指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が加減点項目を除く評価基準項目の合計90点満点で採点した上で、

合計点をもって委員会としての点数としました。また、加減点項目として、各委員が－5～＋30点をもって評価に加える事ができることとしました。

また、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 90 点満点の 5 割以上）を満たすことが必要とし、最低基準に満たない場合は、応募団体が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行うこととしました。

| 項目                           | 審査の視点（例）                                                                                                                                                                  | 配点 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 団体の状況                      |                                                                                                                                                                           |    |
| (1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等        | 団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全であり、安定した経営ができる基盤はあるか。                                                                               | 5  |
| (2) 基本理念の理解（応募理由）            | 横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針（取り組み）が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。                                                                                       | 5  |
| 2 職員配置・育成                    |                                                                                                                                                                           |    |
| 所長（館長）及び職員の確保、配置及び育成         | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営及び建物、設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。</li> <li>老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上のための研修が具体的・効果的に計画されているか。</li> </ul>                | 5  |
| 3 施設の管理運営                    |                                                                                                                                                                           |    |
| (1) 建物及び設備の維持保全並びに管理         | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。                                                                                                                          | 5  |
| (2) 修繕等への取組                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保され、発生した修繕に対し迅速に対応できる計画となっているか。</li> <li>建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。</li> </ul> | 5  |
| (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応        | 事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。                                                                                                                            | 5  |
| (4) 防災に対する取組                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。</li> <li>日常的に、地域と連携した取組がなされているか。</li> </ul>                                                 | 5  |
| (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応        | 利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。                                                                                                                                | 5  |
| (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。</li> <li>ヨコハマプラ 5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進</li> </ul>                                              | 5  |

|               |                               |                                                                                                                                  |    |
|---------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|               | 市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた施設運営 | <p>など、横浜市の重要施策を踏まえた取組となっているか。</p> <p>・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。</p>                                                          |    |
| 4 事業の企画・実施    |                               |                                                                                                                                  |    |
|               | (1) 事業計画、事業展開                 | 高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、健康増進並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供及び介護予防普及啓発事業の実施など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。                              | 10 |
|               | (2) 施設の利用促進                   | <p>・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか</p> <p>・高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。</p> <p>・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。</p> | 5  |
|               | (3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案     | 地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。                                                                                       | 5  |
|               | (4) 関係機関及び地域団体との連携            | 関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。                                                                                | 5  |
| 5 区で強化したい機能   |                               |                                                                                                                                  |    |
|               | (1) 60代前半の利用促進                | 年間利用者数は年々増加傾向にあるが、施設が利用可能となる60歳に近い年齢層の利用者を増やすための施策や取組について、計画が提案されているか。                                                           | 5  |
|               | (2) 高齢者人口の増加に伴う利用ニーズの多様化への対応  | 横浜市では、2040年に市民の3人に1人が高齢者になるとされている中、健康状態や生活状況、価値観が多様化してきています。その中において、指定管理事業や自主事業において、新たな視点からの事業計画がなされているか。                        | 5  |
| 6 収支計画及び指定管理料 |                               |                                                                                                                                  |    |
|               | (1) 指定管理料の額                   | <p>・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。</p> <p>・効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。</p>                 | 5  |
|               | (2) 施設の課題等に応じた費用配分            | 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。                                                                                | 5  |
| (評価項目1～6合計)   |                               |                                                                                                                                  | 90 |
| 7 加減点項目       |                               |                                                                                                                                  |    |
|               | (1) 市内中小企業等であるか ※             | <p>市内中小企業等への該当</p> <p>・市内中小企業、地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体、市内に本部がある社会福祉法人又は市内に本部がある公益法人の応募</p>                          | 5  |
|               | (2) 本市重要施策を                   | 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体                                                                                                               | 5  |

|     |                            |                                                                                                                                                                      |                |
|-----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|     | 踏まえた応募団体の取組状況 ※            | ワークライフバランス及び男女共同参画の推進<br>・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定<br>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定<br>・次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定 | 5              |
|     | (3) 当期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ） | 管理運営実績が良好であるか。<br>・区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象）<br>・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象）                                        | － 5<br>～<br>10 |
|     | (4) 自主事業の実施                | 意欲的な自主事業（A 型又は B 型）の提案があるか。                                                                                                                                          | 5              |
| 合 計 |                            |                                                                                                                                                                      | 120            |

## 5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

### 【公募要項 17 ページ 5 公募及び選定に関する事項（5）資格要件及び欠格事項について】

#### ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く。）

#### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から 2 年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配

法人等をいう。) であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式7）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

(ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 応募団体（1団体）

エフィラグループ株式会社

## 7 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

| 順位    | 団体名          |
|-------|--------------|
| 指定候補者 | エフィラグループ株式会社 |

### \* 得点

| 選定の評価基準       | 配点              | 指定候補者 |
|---------------|-----------------|-------|
| 1 団体の状況       | 50 点            | 33 点  |
| 2 職員配置・育成     | 25 点            | 19 点  |
| 3 施設の管理運営     | 150 点           | 110 点 |
| 4 事業の企画・実施    | 125 点           | 74 点  |
| 5 区で強化したい機能   | 50 点            | 34 点  |
| 6 収支計画及び指定管理料 | 50 点            | 31 点  |
| 7 加減点項目       | 150 点           | 15 点  |
| 合計            | 450 点（加減点項目を除く） | 316 点 |

## 8 審査講評

指定候補者（エフィラグループ株式会社）

現指定管理者の良いものは残していくこと、また、現スタッフの雇用についても最大限配慮するという提案がなされたことが高く評価されました。

利用者ニーズについても、アンケートや効果測定を通して利用者の声を拾い上げる点も評価できる点として挙げられます。

また、「生ききる」「誰ひとり取り残さない街をつくる」という団体の理念や、グループ団体が、保育から障害福祉、高齢者介護まで幅広い分野で事業展開をしていることで、豊富なノウハウを保持していることも評価できる点でした。

一方で、営利目的に偏り過ぎないかという点に疑義を持つ委員もいたため、公的施設としての在り方も十分に考慮したうえで施設運営を行っていただきたいと思います。

晴嵐かなざわは、地域ケアプラザ等との合築施設であり、合築施設ならではの長所を生かしつつ、また、今年度から実施可能となった自主企画事業も実施しながら、安定した施設運営を行うことを期待しています。

## 9 総評

指定候補者（エフィラグループ株式会社）

現指定管理者が応募せず、1団体からの応募があり、選定委員会で議論した結果、委員5人の合計点が450満点中（加減点項目を除く）316点で、指定候補者はエフィラグループ株式会社に決定しました。

選定基準項目、最低基準点等は別記のとおりです。指定候補者となった団体については、市内他老人福祉センターで施設管理・運営の実績はありませんが、提案内容が評価されました。具体的には、金沢区内の高齢化率は18区中1位である一方、要介護認定率は16位である要因の分析などに関連した提案が挙げられます。

老人福祉センターを通じた人と人とかかわりを持てる環境づくりを提案し、いきいきセンターかなざわ内の各施設間のコミュニケーションを継続して取り組むほか、利用者ニーズの反映など、さらに施設の認知度を高めて、利用者増に向けた取り組みを強化していくという提案に対して期待の評価もありました。

一方で、「高齢者専門宅配弁当」等の事業においては、障害者施設等の他施設がすでに実施している場合もあるため、競合とならないよう、慎重に実施すべきとのご意見もありました。

今後、より多くの方に施設を利用していただくため、区社会福祉協議会や町内会連合会などとの組織との連携を密に行い、地域ニーズの把握や必要な情報提供等を行ってほしいと思います。